## 〇宮古市議会傍聴規則

平成17年6月14日 議会規則第2号 改正 令和7年7月23日

議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

- 第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。
- 2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 団体傍聴券は、その団体の代表者又は責任者に交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

- 第5条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 2 団体傍聴券には、次に掲げる事項を記入しなければならない。
  - (1) 団体の名称
  - (2) 団体の人員
  - (3) 団体の代表者又は責任者の住所
  - (4) 団体の代表者又は責任者の氏名
- 3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券(前条第3項の名簿を含む。次条及 び第8条において同じ。)を係員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 第9条 一般席の傍聴人の定員は、55人とする。
- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により 難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器その他危険な物を持っている者
  - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使 用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び 第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。 (傍聴人の守るべき事項)

- 第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 静粛にすること。
  - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
  - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、水分補給は、この限りでない。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような 行為をしないこと。

(傍聴人の写真の撮影、録音、録画、放送等)

- 第13条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をする場合は、他の傍聴人に 迷惑を及ぼしてはならない。
- 2 傍聴人は、その記録を用いた情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の 行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。 (係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反すると きは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年7月23日議会規則第1号)

この規則は、令和7年9月1日から施行する。